**会　　　　則**

青森県知的障害者福祉協会

青森県知的障害者福祉協会会則

第　１　章　総　則

第１条　この会は、青森県知的障害者福祉協会（以下「青森福祉」という。）という。

第２条　この会の事務所は、会長の指定場所（青森市中央３丁目２０番３０号）とする。

第３条　この会は、県内における知的障害児者の福祉の増進を図ることを目的とする。

２　この会は、財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「日本福祉」という。）を構成する団体となり知的障害児者の福祉の高揚を図る。

第４条　この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

　　　　（１）知的障害児・者の福祉思想の高揚

　　　　（２）知的障害に関する調査研究

　　　　（３）施設運営に関する研究

　　　　（４）施設職員の養成研究

　　　　（５）「日本福祉」の趣旨徹底と協力、「さぽーと」の普及宣伝

　　　　（６）東北地区知的障害者福祉協会（以下「東北福祉」という。）及びその他関係機関との連絡調整

　　　　（７）　その他、この会の目的達成に必要な事業

第　２　章　会　員

第５条　この会の会員は、団体会員で施設代表者とする。会員は、理事会の推薦を経たものであって、総会で報告を受けるものとする。

第６条　この会の会員は、総会において定めた会費を納入しなければいけない。

第７条　この会の会員になろうとする者は、入会申込書に会費を添えて提出しなければならない。

第　３　章　部　会

第８条　この会は、別に定める種別部会を置く。

２　必要に応じ委員会、各種別研究会を設けることができる。

３　種別部会、委員会、各種研究会に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第　４　章　役　員

第９条　この会に次の役員を置く。

　（１）会　長　1名

　（２）副会長　2名

　（３）理　事　若干名（会長、副会長を含む。）

　（４）監　事　　2名

２　会長、副会長は理事の互選により理事会で選出し、総会の承認を受けるものとする。

３　理事の選出は、別に定める選出区分により、選出する。

４　監事は、会長が推薦し、総会の承認を受けるものとする。

５　会長は、日本知的障害者福祉協会の規定により日本知的障害者福祉協会の理事または、評議員となる。

第10条　役員の職務は、次のとおりとする。

　　（１）会長は、この会を代表し会務を統轄する。

　　（２）副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。

　　（３）　理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。

　　（４）　監事は、会計監査の職務を行う。

第11条　役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

２ 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条　本会に理事会、総会の承認を受けて、会長が顧問を委嘱することができる。

　　　　　　　　　　第　５　章　支援スタッフ部会

第13条　この会の業務を円滑に推進するために支援スタッフ部会を置く。

２　支援スタッフ部会は支援スタッフをもって組織し、支援スタッフは会員である各施設の長が施設代表としての推薦職員で会長が委嘱したものとする。

３　支援スタッフ部会は会長が招集し、その議長は部会長とする。

４　支援スタッフ部会は、会長が必要と認めて討議した事項の施行にあたるものとする。

　　　　　　　　　　　　　第　6　章　会　議

第14条　この会の会議は、総会及び理事会として、総会は定期総会及び臨時総会とする。

第15条　総会は会員、理事会は理事をもって構成する。

２　総会及び理事会の議決及び承認は、出席会員及び出席理事の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合の時は議長の決するところによる。

第16条　総会及び理事会は、その会則に定めるものの他、次の事項を議決する。

　（１） 総　会

　　 ア　事業報告、収支決算に関する事項

　　 イ　事業計画、収支予算に関する事項

　　 ウ　その他、この会の運営に関する重要なこと

　（２） 理事会

　　 ア　総会の議決した事項の執行に関すること

　　 イ　総会に討議すべき事項

　　 ウ　その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること

第17条　定期総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会、理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

第18条　総会、理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第19条　理由があり会議に出席できない会員又は、理事は他の会議出席構成員に票決を委任することができる。

第　7　章　資 産 及 び 会 計

第20条　この会の資産は、次の各号をもって構成する。

　　（１）会　費　　　 「前年度・会費及び入会金」

（２）寄付金及び補助金

　　（３）資産から生ずる収入

　　（４）事業に伴う収入

　　（５）その他の収入

２　会費は年額とし、施設の定員に1人当り300円を掛けた合計額とする。

　　（日本福祉及び東北福祉の会費は別途とする。）

第21条　この会の資産は、理事会の定める方法により会長が管理する。

　　　　　　　　　　　第　8　章　事　務　局

第22条　この会の業務を運営するため事務局を設ける。

２　事務局の運営規程は別に定める。

　　　　　　　　　　　第　9　章　会 計 年 度

第23条　この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

附　　則　　１　この会の会則は昭和54年4月1日からとする。

　　　　　　２　この会の会則は昭和62年4月1日からとする。

　　　　　　３　この会の会則は昭和63年4月1日からとする。

　　　　　　４　この会の会則は平成 ３年4月1日からとする。

　　　　　　５　この会の会則は平成 ４年4月1日からとする。

　　　　　　６　この会の会則は平成 ５年4月1日からとする。

　　　　　　７　この会の会則は平成 ８年4月1日からとする。

　　　　　　８　この会の会則は平成 ９年4月1日からとする。

　　　　　　９　この会の会則は平成10年4月1日からとする。

　　　　　１０　この会の会則は平成12年4月1日からとする。

　　　　　１１　この会の会則は平成13年4月1日からとする。

　　　　　１２　この会の会則は平成16年4月1日からとする。

　　　　　１３　この会の会則は平成24年4月1日からとする。

　　　　　１４　この会の会則は平成28年4月1日からとする。

　　　　　１５　この会の会則は令和2年4月27日からとする。

　　　　　１６　この会の会則は令和4年6月10日からとする。

青森県知的障害者福祉協会規程

第１条　会則第８条に定める種別部会を次のように置く。

　　　（１）　児童発達支援部会

　　　（２）　障害者支援施設部会

　　　（３）　日中活動支援部会

　　　（４）　生産活動・就労支援部会

　　　（５）　地域支援部会

　　　（６）　相談支援部会

　　　（７）　支援スタッフ部会

　　２　部会には、部会長、副部会長それぞれ１名を置く。

　　　　尚、支援スタッフ部会については部会長を1名置く。

　　３　部会の意思は、理事会に図られる。

第２条　会則第９条の理事の選出区分を次のように定める。

　　　　　　施設の種別（区　分）　　　　　　　　　　　　　　　理事数

　　　児童発達支援部会（障害児入所支援、障害児通所支援）　　　　２

　　　障害者支援施設部会（障害者支援施設）　　　　　　　　　　　２

　　　日中活動支援部会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２

（生活介護、療養介護、自立訓練、地域活動支援センター）

生産活動・就労支援部会　　　　　　　　　　　　　　　　　　２

（就労継続支援B型、就労継続支援A型、就労移行支援、就労定着支援）

　　　地域支援部会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２

（共同生活扶助、自立訓練（宿泊型）、自立生活援助、福祉ホーム、

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援）

　　　相談支援部会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２

（相談支援事業、就労・生活支援センター、重度障害者包括支援）

支援スタッフ部会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１

第３条　会則第22条の事務局運営のため、次の職員を置くことができる。

　　　（１）　事務局長　　1名

　　　（２）　事務局員　　若干名

２　事務局長、事務局員は会長の命により会の庶務、会計及び会務を行う。

　附則

　この規程は平成29年4月20日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。

　この規定は平成31年４月25日に一部改正し、平成31年４月25日から適用する。

　この規定は令和4年6月10日に一部改正し、令和4年6月10日から適用する。